

規制の事後評価書

法令の名称：環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

規制の名称：法対象事業に太陽光発電事業を追加

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：環境省大臣官房環境影響評価課

評価実施時期：令和8年3月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・持続可能な社会の実現に向けて再生可能エネルギーの導入拡大が期待される中、平成30年に閣議決定された第五次エネルギー基本計画においても、再生可能エネルギーの円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していくこととされた。
- ・その一方で、大規模な太陽電池発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じている事例があるという課題があった。これらの環境影響を踏まえ、一部の地方公共団体においては、太陽光発電事業について環境影響評価条例により環境影響評価が義務づけられていたが、環境影響評価法においては対象事業とされていなかったこと等から、平成31年中央環境審議会答申において「大規模な太陽光発電事業を法の対象事業として追加すべき」とされた。
- ・これを受け、環境影響評価法第2条第2項第1号ホに関連して、太陽電池発電設備の設置又は変更の工事の事業を対象事業に追加した。

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

- おおむね想定どおり
- 想定を下回るが、対応の変更は不要
- 想定を下回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

- おおむね想定どおり
- 想定を上回るが、対応の変更は不要
- 想定を上回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

<行政費用の概況>

- おおむね想定どおり
- 想定を上回るが、対応の変更は不要
- 想定を上回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

- ・太陽電池発電設備の設置又は変更の工事の事業を環境影響評価法の対象事業に追加したことにより、大規模な太陽電池発電所の設置の際に、これまで 19 件の法に基づく環境影響評価手続が取られたため、導入時に見込んだとおり、事業の実施においてより環境の保全について適正に配慮された事業計画となることに寄与していると考ええる。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

- ・事業によって必要となる環境影響評価が大きく異なるため、大規模な太陽電池発電所の建設等を予定している事業者における費用の負担の定量的な分析は困難であるが、全体の手続に要する期間については、本規制開始後の平成 24 年度から令和 5 年度までに評価書手続までが終了している太陽電池事業 5 件においては、平均して 895 日であった。
- ・また、環境省では、これまで、「太陽光発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」等の整備を行うことで、実施される手続の合理化を図り、また、地域に生息・生育する動植物や生態系等に関する基礎的な情報整備を行っている。

■ 行政費用

- ・環境大臣及び許認可等権者が、当該事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査するため、それに伴う体制の増強に係る費用負担が発生している。本規制開始後の平成 24 年度から令和 5 年度までの実績によると、太陽電池発電事業において、平均 1 件/年の配慮書への環境大臣意見と、平均 1 件/年の準備書及び評価書への環境大臣意見が述べられており、配慮書への環境大臣意見の発出に当たり、環境省の担当者が作業に要する時間を 300 時間、単価を 2,676 円（平均給与月額：414,801 円（令和 6 年国家公務員給与等実態調査の結果）÷155 時間（月間総労働時間：7 時間 45 分/日、1 ヶ月で 20 日勤務））、準備書及び評価書への環境大臣意見の発出に当たり、環境省の担当者が作業に要する時間を 900 時間、単価を 2,676 円とすると、配慮書は 802,800 円/件、準備書及び評価書は 2,408,400 円/件となり、3,211,200 円/年の行政費用が発生したと言える。許認可権者における費用負担についても、同一の審査期間に並行して審査を行うため、同様に 3,211,200 円/年の行政費用が発生したといえる。また、上記のほか、地域に生息・生育する動植物や生態系等に関する基礎的な情報整備の促進に係る費用が発生しているが、こちらについては、従前から運用しているサイト上に掲載する措置を講じており、追加的な予算は特段発生していない。以上の情報を総括すると、合計 6,422,400 円/年の行政費用が発生したと言える。

■ その他の負担

- ・特になし

3 考察

- ・太陽電池発電設備の設置又は変更の工事の事業を環境影響評価法の対象事業に追加したことにより、太陽光発電事業について、一定の水準が確保された透明性の高い環境影響評価の実施が可能となり、住民の理解と受容の促進や、環境と調和した形での太陽光発電事業の実施が促されている。これは、事業の実施においてより環境の保全について適正に配慮された事業計画とするために必要な手続であり、実施に伴う負担は、過大なものとはなっていないと考えられるため、環境と調和した形での太陽光発電所の健全な立地を促進する観点から、本制度は継続する必要がある。